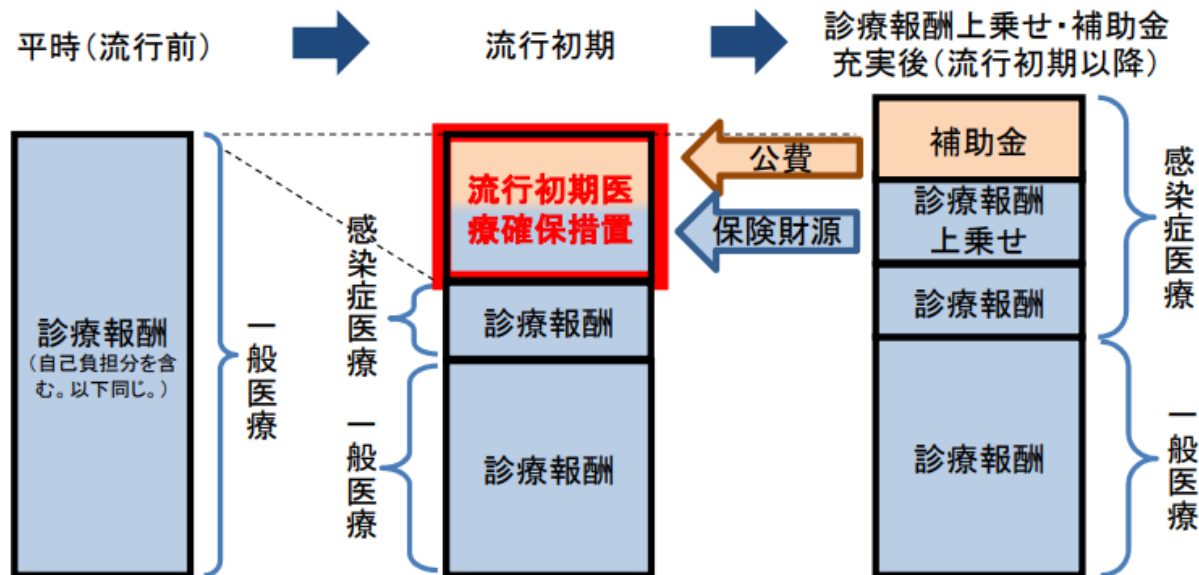


流行初期医療確保措置について

流行初期医療確保措置について

補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、以下の基準を満たす場合（病床数又は発熱外来対応人数について以下の基準を満たす内容の協定を締結した場合に限る）に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）
における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）



※病床確保を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

流行初期医療確保措置の基準

新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、以下の基準を満たす医療措置を講じた（医療の提供）と認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合

入院（病床確保）

- ① 感染症法第36条の2第1項第1号に掲げる措置（入院措置）の実施に係る京都府知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。
- ② 通知又は医療措置協定の内容として当該措置（入院措置）を講ずるために確保する病床数が10床以上であること。ただし、妊産婦、小児、透析患者、精神疾患患者等の特に配慮を要する患者を専ら受け入れる医療機関であって、その性質上病床が10床以上確保することが困難であると知事が認める場合においては、知事が必要と認める確保病床数以上であること。
- ③ 後方支援の医療の提供を行う旨を内容とする通知を受けた医療機関又は医療措置協定を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他入院措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。

発熱外来

- ① 感染症法第36条の2第1項第2号に掲げる措置（外来措置）の実施に係る京都府知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。
- ② 通知又は医療措置協定の内容として、1日あたり15人以上の診療（外来措置）を行うものであること。